

○4番（南部 豊君）            こんにちは。南部 豊でございます。明快なるご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

質問に入らせていただく前に、少しお時間をいただきます。

テレビや新聞等で大きく報道されている多摩川河川敷で起きた悲惨な事件、子どももの異変に大人はなぜ気づいてあげられなかったのか。今後どう対応すべきなのかという大きな課題を投げかけたと報道されておりました。お亡くなりになった生徒さんやご家族の皆様にご心より哀悼の意を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

この定例会では、2項目の質問をさせていただきます。

1項目目は、通学路の点検と検証及び町道の安全確保について。2項目目は、まちづくり政策に不可欠な農業問題についてであります。

1点目の通学路の点検と検証及び町道の安全確保についてでございます。この4月から新入学児童の皆さんが通学路を通行することになります。日ごろから登下校時には、地域ボランティアの皆様のご協力が子どもたちの安全をお守りいただいております。本当にお世話をおかけしております。

また、小中学校における交通安全指導の効果も見えてまいったように思います。

が、しかし通学路の安全点検や危険箇所などは、周辺の諸事情により、毎年変化してくると思います。

そこでお伺いします。現在、教育委員会に通学路における危険箇所の報告は届いているのでしょうか。あるとすれば何カ所、どのような内容なのか。

道路管理者として、すぐに対応できない場合はどうしているのか。3点をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本 陽一郎君）            水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君）            ご質問にご指名ですので、私からは町道の安全確保の観点から、道路管理者としての考え方を答弁させていただきます。通学路に関しましては、教育長から答弁をさせていただきます。

町道の管理につきましては、利用者の安全を最優先として、その確保に努めなければなりません。特に道路の陥没や亀裂、ガードレール等のふぐあいなど、早急に対応しなければならない事案につきましては、それぞれその都度、修繕や補修を行い、安全確保に努めているところでございます。

また、カーブミラーやガードレールの新設等につきましては、自治会などからご要望をいただいております。このような場合には、現地確認を行い、必要と判断される場所には設置するといった対応をいたしております。

なお、中には停止線や横断歩道など、規制を伴う設置を望まれる場合もございますが、こうしたことは交通規制が伴うことから、町において独自に設置できるものではないため、いなべ警察署と相談、要望をいたしております。

また、国道、県道での要望は、道路管理者である三重県への要請となります。

いずれにいたしましても、今後も皆様のご協力をいただきながら、道路の安全確保に努めてまいります。

残余につきましては、教育長からご答弁申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 岡野教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 私からは、通学路に関してのご質問にお答えをいたします。

現在、通学路の危険箇所における修繕・改修要望は5カ所となっております。教育委員会で対策可能な要望は、既に処理をさせていただいております。

しかし、施設に関する要望等につきましては、教育委員会だけでは対応できないことから、施設管理者と協力し、検討をしているところでございます。

改修要望のある5カ所について、既に2カ所は対策済みであり、残りは山田地内の横断歩道の劣化によるラインの引き直し、同交差点のカラー舗装化、穴太地内の横断歩道の新設と同交差点のカラー舗装化及び瀬古泉地内のカーブミラーの新設の3カ所でございます。

本年度より、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保や計画的に要望等に対応するため、平成26年12月に東員町交通安全プログラムを策定をいたしました。

今後は、本プログラムに基づき、いなべ警察署、桑名建設事務所、役場建設課、町民課、教育委員会事務局が連携する場として、東員町通学路安全推進会議を立ち上げる予定でございます。

なお、第1回目の会議を平成27年5月に開催し、危険箇所における修繕・改修等の要望に対応し、通学路の安全確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） 以前この通学路の問題に関しまして、平成24年6月と平成25年6月議会において、同様の質問をさせていただいております。

当時は、40カ所ぐらいあって、33カ所については対応済みと。残り7カ所、2カ所は警察からの回答待ちという答弁をいただいております。その5カ所についても今、教育長のほうから、改修できる場所はすべて改修済みだというようなご答弁もいただきました。そしてできないこと、できないものに関しては、もうほとんどが待機スペースの用地の問題や警察に依頼する、警察との話し合いによる、またそういった要望もあるかとは思いますが、横断歩道の設置要件が満たされないということで、置き去りにになっている箇所もあるのではないかと私は思います。そ

ういったところは非常に今後そういった対応は非常に取りにくい箇所もあるかとは思いますが、継続した対応をぜひお願いしたいと思います。

そして、横断歩道を設置したからといって事故をなくすことはできない。できません。私が思いますところ、もしそういった箇所、解決には時間がかかり、そのままになってる箇所があるかと思えます。そういったところには今、教育長の答弁にもありましたが、やはりカラーのラインを引く、そしてまた道路上に注意を促すような文字書きをする。特に、要は運転手さんに注意を促すようなことを積極的にやっていただきたい。やはりこの地域は危険がそこに見えますよというのが、やっぱり運転手さんにわからないと、ついついスピードも出し過ぎてしまいますので、ぜひこういったことは町単独でやれる事業だと思えますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

歩道としての条件、要綱、どのようなことでしょうか。

そして、白線がたくさん町内には引いてございます。これ路肩と聞いていますが、歩道との兼用と考えていいのか。2点お伺いします。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君） 歩道の条件ということでお尋ねがありました。町道の構造の技術基準を定める条例っていうのがございまして、歩道って申しますが、交通量の多い道路であっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上っていうふうに定められておりまして、例外規定もございまして、基本的には歩道を設置する場合はこれだけの幅員が必要だというふうに定められております。

あと、白線ですね、外側線のことだと思うんですけども、センターラインが引ける道路幅員が5.5メートル以上というふうに規定がございまして、5.5メートルより幅員の広い場所につきましては、外に外側線を引くということがございます。

外側線のいわゆる外側っていうのが歩道としてとらえるのかどうかという趣旨だと思うんですけども、基本的には外側線の外側は車道という認識でございまして、車道という認識でございまして、歩行者専用のスペースというふうにはとらえておりません。

ただ、便宜上、いわゆる安全地帯ではないですけども、車の通行に支障のない部分ということで、便宜上、歩行者が利用しているという事例はございますし、使ってはならないということもございませぬので、利用させていただいておるのは現状でございまして。

いわゆる外側線の外、路肩ですけども、路肩の目的としましては、車両の通行のときの緊急時の退避スペースというふうな考え方もございまして、あと道路の路肩の補強部分と言うか、道路の補強部分というふうなとらえかたをさせていただいて

おりまして、決してそれが歩行者専用のスペースということではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） 外側線であり、路肩というのが道路を守る必要性ということをおっしゃられましたが、私はそれは理解できるわけですが、しかし道路ってというのはやっぱり歩行者の安全を守っていかなければならないという絶対条件がございます。町内にはもうたくさん歩道のない地域がございます。私は行政に望むのは、町内の中でも歩道としてとらえられる、実際に歩道として設備のできる場所、できる場所からやるということも必要だと私は思いますので、そのような形で進めていただくことを要望いたしたいと思います。

一応、新規で整備する歩道の幅員、これ3.5メートル、今おっしゃられました。違いましたか。交通量の多い道路ですか。

3.5メートルという箇所と2メートルという、それ以外のところは2メートルを一応基準にしてるといようなお話でしたが、それ以下のものってというのは歩道としてどうでしょうかね、つくったり認めるわけにはいかんのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君） 道路の区分によりまして、道路の区分と言いますか、幅員構成する段階で、交通量とかというものが非常に重視されるわけですが、交通量の多いところでは3.5メートルということをおっしゃりましたし、それ以下については2メートルと。これは基本的な考え方でございます。

例外規定って言いますか、2車線以上、2車線取れない部分がございますので、それは車道を狭めてでも2メートル以下におさめるっていうことは可能でございますので。

ただ、そうなった場合には車道が、車道部分がおかされるという、そういうふうなことになろうかと思えますけど。

○議長（山本 陽一郎君） 南部 豊議員。

○4番（南部 豊君） 明らかに段差がついている歩道なんかは別だと思えますが、縁石だけで仕切られている歩道、3.5メートル、これちょっとお聞きしたいんですけど、3.5メートル以上っていう既定、上限はありますか。ないですか。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君） 上限はございません。限度はございますけども、3.5メートル以上ということです。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） 多分それは3.5メートル以上、常識の範囲内という  
ような取られ方だと思いますが、以上ってということで幅が広ければいいというもの  
ではないと思いますよね。やっぱり広いがゆえの弊害も出てまいります。どのよう  
なことが起きるか想像できますでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君） 3.5メートルと言いますと、都市部でない限  
り、まず基本的にはあり得ないと思いますし、もちろん町内でもそこまで広い歩道  
を持っている道路っていうのはございませんので、どのようなことが起きるかって  
いうのはなかなかこう難しいものがありますけども、都市部なんかですと、そこが  
今は自転車っていうのは車道を通行するというふうなことでなってますけども、当  
時ですと、そこを自転車が、改造の自転車あたりが多く通行したりとか、そんなこ  
ともあったように聞いておりますし、そういうような事故等が起きる可能性はある  
んではないかなというふうなことを思います。

以上です。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） 今、私がなぜこのようなお話をしたかと言いますと、  
広いがゆえの弊害というのは、ご存じの方も多くあると思いますが、大木神社北側  
に、結構、歩道の広いところがあります。これ4.7メートルあります。これは子  
どもさんたちの退避所にもなってるからこれぐらいのものが必要だったと思いま  
すが、そこは横断歩道がついてまして、そこには非常に、ここは自治会長、地元の自  
治会長さんからも特に要望が出されていたと思いますが、誤進入があるわけですよ  
ね。広いがゆえの誤進入があるわけです。

ですから、何か対策を立ててくださいということで、要望をしておったわけ  
ですが、進入防止の何かこうポールを立ててくれっていう要望を出してはりましたが、  
やっと2年近くかかりましたね、この1本のポールがつけていただきました。これ  
は僕、私はなぜもっと早く対応できなかったのかなっていう思いもございます。

しかしながら、こういった対策をしていただきましたので、これはよしとしたい  
と思います。

町道の管理、維持は全域にわたって大変な事業と私も認識しております。ご存  
じの方も多くおみえになると思いますが、先月の2月12日夜、町内在住の男性の方  
が帰宅途中、トレーラーに接触し、お亡くなりになるという事故が大木地区内で起  
こってしまいました。お亡くなりになられた方様やご家族のことを思いますと、非  
常に残念でなりません。心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

私はこの本会議でこの質問をするかしないか、大変迷いました。

しかし、このような事故を二度と起こしてはならないという思いから、あえて質  
問させていただきます。

この場所は、東員郵便局の交差点から北西に約40メートルぐらいですかね、行った町道でございます。大木地区、八幡地区の住民の皆様がよくご利用されるところでございます。

そして、以前から同僚議員からも旧ホクセイスーパーから西へ、歩道の要望も出されている場所であると思います。一部分、歩道のような場所もあると思いますが、歩道スペースの確保がしにくい道路でもあります。

しかし、将来に向け、歩道の整備を含め、道路改修が必要になってくると思います。ここだけではございませんが、特に今、現場を見ていただきますと、これ現場見に行かれた方、おみえになりますでしょうか。後でまたお聞きしたいと思いますが、非常にわだちも多くできてまいります。人が歩こうとする、今の路肩のところを歩こうと思いますと、靴の幅、要は20センチぐらいしかありません。すべて車道にはみ出してしまいます。こういった道路です。

これ町長にちょっとお伺いしたいと思いますけども、非常にこういった道路に関して、これから、たった今、私は改修も必要になってくることだと私は思いますが、町として、このようなときに少し、少し掘り下げていただいて、可能な限り、部分的でもいいですが、よろしいです。歩道をつくろうというようなお考えはありますでしょうか。どうですか。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） 道路っていうのは、当然、車と歩行者を分離していくということで、きちっと対応をされているのが本来の姿ではないかなというふうなことは思います。

しかし、歩道を設置するには幅も、要は用地も必要でありますし、そして費用もかかります。

そんなことから、特に町道は、かなり狭いところが多いということで、なかなか歩道を設置することができていない。これが現状でございます。今、言われた場所も町道ということになっておりますが、これ国道421号線と交換という形で、町道ということにはなっておるんですが、あの規模の道路というのは県道規模だというふうに認識しております。

一方、大木地内をずっとこう走っております道路が、あの細い道路、あれはもう町道規模の道路だというふうに認識してるんですが、東一色、隣の東一色に抜ける道路ですけどね、これが実は県道なんですよね。どう考えても非常におかしな現象だと私は思っております。あの県道規模の、道路が町道であって、町道規模の道路が県道であるっていう、こんな逆転現象が起こってる中で、これは、町と今、協議って言うか、いろいろ進めておりますけれども、できれば、こう交換していただいて、県道として、きちっと歩道整備をしていただきたいという要望もさせていただいてるんですけど、今のところ、今のところ県は言ってるのは、国道421号線と

変えたばかりなんで、変えたばかりと言うか、もう随分昔ですよ、変えたんで、変えたものについて、そんなものできんよみたいな話があるわけですよ。これも人の考える話ですから、何が本当なんかっていうことをきちっと県にもご認識をいただいて、ちゃんとお亡くなりになられた、こないだお亡くなりになられたあの箇所も、もう当然、歩道の必要とするところでもありますけれども、道路構造上、なかなかこう町でやるには難しいなっていうところもあります。歩道のって言うか、道路の形態、いろいろこれも協議を今、今って言うか、進めてるんですが、なかなか難しいところがあって、これはやっぱり県の力が要るんだらうなというふうな認識をしています。

ですから、県とも話を今、進めておりますので、何とか歩道をつけていく方向で、これは県の協力をいただかないとなかなか難しいというところがございますので、我々も最大限の努力をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） 今、町長からも力強いお言葉をいただきました。私すべて行政にこういった責任があるとは思っていませんし、いろんな要因があると思います。やはりこれは過去こういった問題を問題解決される、先送りがあった結果、このようなものが起こってしまったのではないかと私は思っております。町長からも力強い答弁をいただきました。国や県との対応の中で安心・安全なまちづくりにリーダーシップを取っていただきたいと思います。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2項目目のまちづくり政策に不可欠な農業問題についてに入らせていただきます。各国が米国と対立が続くTPP問題、解決がどのような内容になるか、関係団体は他人事では済まされない日々を送られているところがございます。国は人・農地プランの推進や農地中間管理機構の取り組みを推し進めようとしております。農地集約や作業の効率化を目的に始まった事業です。

お伺いします。

1点目、この事業が始まって既に相当の日にちがたっております。何人の農家さんが申し込まれ、どの程度の面積になったのか。

2点目は、喜び農業推進事業として、ブルーベリーが東員町のブランド作物としてこれからもブランド化を考えていかれるのかどうか。

3点目は、まちづくりには各地域に対応した地区事情を吸い上げるための各地区に出向き、行政主導での開催が必要と思われます。いかがお考えなのか。

以上、3点をお伺いしたいと思います。

○議長（山本 陽一郎君） 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきますが、私からは本町における農業振興の基本的な考え方を、そして詳細につきましては、建設部長から答弁をさせていただきます。

国は、人・農地プランの作成を進めやすくすることや農地利用の集積、集約化を加速させる目的で、本年度より、農地中間管理機構の制度化を行いました。

本町では、現在、個人、法人を含め22の認定農業者が中心となって営農を行っていただいておりますが、農地は分散状態にあり、農作業の効率化やコスト面で支障が出ております。

本町農業の実情を考えながら、本制度の利用促進を図ることにより、担い手への農地集積・集約が円滑に進むことを期待しております。

続きまして、喜び農業推進事業の果樹栽培につきましては、まず町が主体となり、稼げる農業として、ブルーベリー、ブドウを実証栽培を行うものでありまして、将来これを民間に移転して、6次産業化も視野に入れながら、本町のブランド作物として売り出していけるよう取り組んでまいります。

最後に、まちづくりにおける行政主導での取り組みについてでございますが、人・農地プランの作成を新たな地域農業の仕組みづくりを行う契機ととらえ、地域の実情を勘案したプランの作成のため、積極的に説明会等の開催を行ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、建設部長からご答弁申し上げます。

○議長(山本 陽一郎君) 建設部長。

○建設部長(山下 誠司君) 私のほうからは、詳細についてのお答えを申し上げます。

国においては、持続可能な力強い農業を表現すべく、人・農地プランの作成を推進し、本年度から各都道府県段階において、農地中間管理機構の設置を行っております。

この機構が行う主な内容は、農地の出し手から農地を借り受け、地域内に分散した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化することで農業経営のコスト削減を図り、自立した農家を育てることです。

本町におきましても、本制度の推進を図っておりますが、農地の出し手の条件である、いわゆる白紙委任に対する不安感や、現在、担い手農家に預けられた農地をもう一度白紙に戻し、集約化することに抵抗感などがありまして、この制度を利用した農地の貸し借りは行われていないのが現状でございます。

しかしながら、将来にわたって持続可能な農業経営を進めるためには、農作業の効率化によるコスト削減は必要不可欠であり、本制度の利用促進に努めてまいりたいと考えております。



次に、喜び農業推進事業として実証栽培を進めておりますブルーベリー、ブドウのブランド化についてでございますが、健康機能性が高く需要度の高いブルーベリーは水耕栽培を行い、消費者ニーズが高いブドウはハウス栽培を行うことで、品質の高い果実の生産実証を始めさせていただいたところでございます。将来、本町のブランド作物として育ててまいりたいと考えておりますので、ご支援を賜りますようお願いをいたします。

次に、まちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

本町は、古くから豊かな農地を利用した農業により、在来の農村集落がはぐくまれてまいりましたが、近年、就農者の高齢化、後継者不足などにより、農業を継承していくことが重要な課題となっております。

こうした問題を解決するために、地域の実情を勘案した人・農地プランの作成や、そのもととなる集落営農組織への取り組みが必要なことから、平成25年度において、各自治会単位での説明会やアンケート調査を実施させていただきました。

成果として、穴太自治会、山田自治会では、集落営農組織をつくっていただき、地域の農業者の話し合いにより、継続性のある農業を目指した取り組みを行っていただいております。

また、六把野新田自治会、大木自治会、中上自治会におきましても、その立ち上げに積極的に取り組んでいただいておりますが、地区単位での人・農地プランの作成には至っていないのが現状でございます。

今後も行政が主体となり、根気よく各自治会単位での説明会の開催や話し合いの場に参加させていただき、制度の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、南部議員におかれましても、農業者の立場からご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） ご答弁ありがとうございました。

2点目のブルーベリーのブランド化についての質問では、先ほどもいろんなご答弁をいただいておりますし、時間がかかることでもありますので、これからしっかりと見守っていただきたいなと私は思いますが、先ほどちょっと気になったんですが、町主体でこれを取り組まれるというようなことをおっしゃいましたよね。確か言われたと思いますが、やはりこういったものは農業、企業さんとか、そういった農業団体さんが取り組まれるような事業であると思っておりますが、やはり町が主体ということに対して、そこちょっと疑問を感じるのですが、やられるのは民間企業さんですね。指導はしっかりしていただきたいと思っておりますよ。そこを少しちょっとまた今度お聞きしたいと思っております。

1点目と3点目について進めていきたいと思いますが、1点目のお答えで、ほとんど申し込みがなく、余り進んでいないというお答えだったと思います。間違いないですね。これは部長、なぜだと思われませんか。ちょっとお答えください。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君） 先ほどの町が主体でっていうふうに申し上げたんですけども、この実証に関して主体的に取り組むという意味合いで申し上げたつもりなんです。後々の経営については農業法人であったり、個人も含めて、そういうところにシフトしていきたいと、そういうことでございますのでよろしくお願いいたします。

それと、人・農地プランが進んでないというところで、いろいろ原因もあろうかと思うんですけども、根本的にはまず組織の立ち上げですね、組織の立ち上げの中に、その地域において、もう現に認定農業者が存在していないとか、そういう問題もあろうかなというふうに感じるわけでございますし、あと組織を立ち上げることによって農地の集約化っていうのが図られてるわけなんですけども、農地を集約をするがための中間管理機構に預けるときの、先ほど申し上げたような白紙の問題とか、そういうところが懸念されるんじゃないかなというふうには感じております。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） 私は、以前からもこの国の政策、やはりやっぱり各地区、地区においた、やっぱりこれ事情、地区事情にそぐわない政策だっているようなことはもう何度も申し上げているわけでございます。担当課としては、国からおりてきた事業でございますから、当然これは従わなければなりませんっていうことは私も理解はできます。まだまだ東員町には小規模農家さんもたくさんおみえになりますし、今、部長ちょっと認定農家さんを含めた大規模農家さんのことをちょっとおっしゃっておみえになったと思いますが、やはり私はここに問題点があると思います。やっぱり小規模農家さんがたくさんおみえになるんですよね。東員町に合った事情、これは各地区によっていろんな状況が変わってまいります。やはり地区にいった事情を行政が掴まない限り、ここを何とかしてほしいっていうところを・・・といて、ここは何もしなくてもいいですよっていうようなところに何かやろうとしても、なかなか進んでいくわけにはならないと思いますね。

ですから、私はこれはもう何回も申し上げてますが、やっぱり行政が、今、担い手さんに対しての情報収集は相当やっておみえだと思っておりますが、私たちのような小規模農家の意見もぜひ取り上げていただくような開催をしていただきたいと思います。これ平成25年から始まったわけですが、その後これ各地区で今、部長おっしゃられるような、各地区で全体的なそういうような懇談会とか、何かそんな説明会っていうのは何回されましたか。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君）　　まず、経営として成り立つかどうかというところから、この今の人・農地プランというものの作成、組織の結成とか、そういうところから出てきておると思いますし、今、認定農業者は22人っていうふうに申し上げたんですけども、この方々が耕作、経営規模、あくまで平均ですけども、14町歩ほどが規模としてやられておるわけですけども、一方、小規模農家って言われる方につきますと、7反ですね、7反平均なんですね、経営規模が。あくまで平均ですのであれですけども。その中で同じようなコストもかかりっていうことになってくると、7反で経営が成り立つのかどうか。それを集約させようというのが今のあくまで組織の立ち上げであるし、それを利用した中間管理機構への預け入れだとかというふうなこう認識をしとるわけですけども、かと言ってそれを、小規模農家を切り捨てるといふ、そんな意味じゃございませんので、あくまで集落で農地を守っていただきたいと、そんな思いでございます。

あと、それに対して地域に何回かということでございますけども、ちょっと回数まで把握してございませんが、その都度、説明もさせていただき、組織の立ち上げに興味と言うか、関心を持っていただいたところには何度かお邪魔をさせていただいて説明もさせていただいたというところでございますし、そんな中で地域の実情というものも聞いてきておりますので、次の手だての中で反映もさせていただきたいと、そんなふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君）　　南部議員。

○4番（南部 豊君）　　経営規模のお話をされてますけども、小規模農家さんではそこまでのことを考えてみえる方は少ないと思います。

ただ、これは国がそういったものに変えていこうという思いの中でこれ始まった事業ですよ。やはり経営効率を考えたり、農作業効率を考えて、もう少し収益性の上がるような形にしていこうということだと思います。これ大規模農家さんの中に今、企業さんや農業法人として登録されている件数は何件ほどあるでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君）　　建設部長。

○建設部長（山下 誠司君）　　農業法人という形では、先ほども出てまいりましたが、タケルチェンジというところが1件ございます。

あと、一般法人では、今のところはございませんが、今後そういうところが出てくれば対応してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君）　　南部議員。

○4番（南部 豊君）　　農業問題の1つであります農業参入について、今回もご説明がありましたが、少しお伺いしたいと思います。

企業や農業法人の農業参入は、活性が生まれ、農地の保全のためにも私は個人的には大賛成であります。農業参入には1点目、農地法による農業委員会の許可を受ける方法。2点目に、農地中間管理機構が借り手を公募し、都道府県知事が認可、

許可して公告した雇用地農用地配分計画による権利を設定する方法。そして3番目に、市町村が定める農用地利用集積計画による権利を設定する方法があると思います。今回2月16日に説明があった。そしてなおかつ2月18日に県と協定を締結した事業、これはどれに該当するのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君） あくまで管理記号等々の登録という形の法人ではございません。あくまで一般法人でございまして、その場合、当然、農地の貸し借りが生じてまいりますので、利用権の設定っていうものは当然必要になってまいりますけども、この一般法人が参画できる場合には、あくまで所有権の移転を伴わない、借地であることが条件でございまして、あとその中には業務の執行役員が1名以上、農業に従事しなければならないと、そういうところがございまして、申し出をすれば即、農業経営に携われるというところでございまして、今回の法人につきましては、その類でございまして、よろしく申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） 少し時間も押してまいりましたが、まだいっぱいたくさん聞きたいことがございまして、この企業さんとして、2月16日に全員協議会において、この案件の説明がございました。就労継続支援A型事業所、シグマファームとういん。そして従業員として、障がい者の方10名と管理者数名の雇用ということで説明がございました。東員町にとってもこのような障がい者を支援できる企業さんの参入は大変待たれていたところでもあります。

が、しかし2月16日に初めて説明され、そして概要、会社概要などに誤りもありました。

なぜこれしっかりとしたそういった確認が取られていなかったのか。なぜ16日に説明されたものを18日に締結を結ばなければならなかった。急がなければならなかった。私は非常に疑問に思っていますが、やっぱりこれはこういったことはいつも私たちがお願いしてる事前説明っていうものが非常に欠けていたのではないかと思います。その点についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君） 農福連携の調印式のことをおっしゃってみえると思うんですけども、このことに関しましては、まずご紹介申し上げた法人の内容が間違っておりました。この場をおかりしておわびを申し上げたいと思いますし、私どもとしては常に訂正のほうもさせていただいたつもりでございまして、その件に関しましてはおわびを申し上げたいと思います。

また、確かに16日にご説明申し上げて18日に調印式、急な話だということで最もだというふうに感じるところでございまして。

ただ、私どもとしては、経営の体制を固めるべく手続関係、これは手続関係ってというのは県農政部もそうですし、あと福祉の関係になりますと、県の福祉部の関係、そのあたりの調整というものが非常に時間もかかった。ましてや2月18日の日程調整に関しましても、時間がかかったってということがございまして、なかなか万全の体制で挑めるまでには非常に時間がなかったっていうのが正直なところでございまして、16日にご説明申し上げ、18日に調印式を行ったっていう、もう本当に短い期間ではございましたですけども、そのことに関しましてはおわびを申し上げたいと思いますし、今後こういうことがないように注意を払っていききたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） この会社は農業法人として理解してよろしいんでしょうか。

それと、契約って言うか、調印の締結された中に、東員町としても最低でも何年以上というような契約があったのかなかったのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

そして、私、一番心配するのは、この始まった、こういった事業が、数年で廃棄されるような、もうやめたというようなことにならないかどうか。一応これ、この3点についてちょっとお答えください。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君） もうこの法人につきましては、あくまで一般法人でございます。農業法人ではございません。一般法人でも農業経営ができるというところがございまして、そのあたりに関しましては何ら問題ないというふうに考えております。

あと、借地の契約でございますけども、これはあくまで企業との契約でございますので、そのあたりに実際、借地契約期間が設定されているのかどうかというのがちょっと私のほうで今のところ、契約書持ち合わせてございませんので、お答えしづらい部分がございます。

あと、もう1点、5年ぐらいでやめてしまうという、そんな懸念がないだろうか。確かに経営ですので、そういう可能性が全くないわけじゃないですけども、健全な運営をやっていただくことを望むばかりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 南部議員。

○4番（南部 豊君） 1点だけちょっと確認させてください。

今回の説明では、この事業に関しては町税は一切使わないというようなことでしたね。よくあることが、今は使わない、今後はどういう展開になるかわかんないからお答えはしにくいことかと思いますが、こういった事業に対して、今後そういつ

た町費、町税、投入するようなことは予想されるのかどうか。断固ないって言われるのであれば、そういったお答えで結構です。お聞きします。

○議長（山本 陽一郎君） 建設部長。

○建設部長（山下 誠司君） この事業展開に関しての支援っていうものは、事業展開と言うか、会社経営に関しての支援というのは、基本的にまずないものと考えておりますし、あと福祉の関係の中で、障がい者に対しての何らかの支援があるのかどうかっていうのは、ちょっと私のほうではわかんないですけども、考えるとなれば、そのあたりになるのかなというふうには思います。

○議長（山本 陽一郎君） 南部 豊議員。

○4番（南部 豊君） はい、わかりました。

こういった障がい者支援事業は、障がいを持たれた方たちやご家族の方たちの心と生活の支えになり、そして農家さんや各方面に大きな波及効果を生み出す大切な事業だと私は思います。これからも町民の皆様のご理解を十分いただけるように取り組んでいただきたいと思います。

冒頭に申しましたが、学校教育における通学路の問題、そしていじめの問題、子どもたちは必ずどこかでSOSを発信しています。そしてそのSOSをつかみ取れるような指導を教育長に今後も期待していきたいと思います。私自身もそのような大人に成長できるように努力してまいりたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。